

## 議案第42号

### 訴えの提起について

次のとおり、政務活動費の返還命令に係る返還金請求及び損害賠償請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

#### 1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 \* \* \*

#### 2 請求の要旨

本市は、川崎市議会議員であった被告となるべき者に対し、令和元年度分から令和3年度分までの政務活動費のうち広報・広聴費及び事務所費として支出された経費の一部について、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第13条及び第14条の規定に基づき、令和3年12月3日、令和4年2月17日及び同年6月30日付けて5件の政務活動費交付決定の一部取消し及び返還命令（以下「5件命令」という。）を行ったが、被告となるべき者は、本市の再三にわたる催告にかかわらず、5件命令に係る返還金の支払に応じなかった。

また、令和7年10月29日、被告となるべき者を含む川崎市議会議員らの令和元年度分から令和3年度分までの政務活動費について川崎市長に対し

て提起された住民訴訟の判決が言い渡され、当該判決において、5件命令を行った部分とは別に、被告となるべき者の令和3年度分の政務活動費のうち事務所費として支出された経費の一部が不適法な支出であるとして、川崎市長に対し、被告となるべき者に不法行為に基づく損害賠償及び当該政務活動費に係る損害賠償債務に対する遅延損害金を請求することが命じられた。

これを受け、本市は、被告となるべき者に対し、上記の判決において不適法な支出とされた部分について、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例第13条及び第14条の規定に基づき、令和7年12月8日付で政務活動費交付決定の一部取消し及び返還命令（以下「令和7年命令」という。）を行うとともに、不法行為に基づく損害賠償を請求したが、被告となるべき者は、令和7年命令に係る返還金の支払及び損害賠償の請求に応じなかった。

このため、本市は、被告となるべき者に対して5件命令及び令和7年命令に係る返還金請求並びにこれに相当する令和元年度分から令和3年度分までの政務活動費に関する損害賠償請求の訴えを併合して提起したい。

### 3 本件に関する取扱い

- (1) 本件の訴訟は、弁護士に委任する。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 令和元年 5 月 23 日、令和 2 年 2 月 3 日、同年 4 月 1 日及び令和 3 年 4 月 1 日、川崎市長（以下「市長」という。）は、川崎市議会議員であった被告となるべき者の申請に基づき、令和元年度分から令和 3 年度分までの政務活動費の交付決定をそれぞれ行った。
- 2 令和 3 年 8 月 19 日及び同年 10 月 22 日、被告となるべき者の令和元年度分及び令和 2 年度分の政務活動費に関する住民監査請求の監査結果において、川崎市監査委員から市長に対し、当該政務活動費のうち広報・広聴費及び事務所費として支出された経費の一部について返還請求を行う必要があるとして、必要な措置を講じるべき旨の勧告がなされた。
- 3 令和 3 年 12 月 3 日、令和 4 年 2 月 17 日及び同年 6 月 30 日、市長は、被告となるべき者に対し、令和元年度分から令和 3 年度分までの政務活動費のうち、広報・広聴費及び事務所費として支出された経費の一部について、それぞれ上記 1 の交付決定の一部取消し及び返還命令を行った。
- 4 令和 4 年 6 月 22 日、被告となるべき者は、同年 7 月 10 日執行の参議院神奈川県選出議員選挙に立候補したことにより失職した。
- 5 令和 4 年 11 月 15 日、被告となるべき者の令和 3 年度分の政務活動費に関する横浜地方裁判所に住民訴訟が提起され、令和 7 年 10 月 29 日、判決が言い渡され、同年 11 月 15 日、当該判決は確定した。
- 6 令和 7 年 12 月 8 日、市長は、被告となるべき者に対し、令和 3 年度分の政務活動費のうち、事務所費として支出された経費の一部について、上記 1 の交付決定の一部取消し及び返還命令を行うとともに、不法行為に基づく損

害賠償を請求した。

7 被告となるべき者は、上記3及び6の返還命令に係る返還金の支払並びに上記6の損害賠償請求に応じず、今後も引き続き、これに応じないと認められるため、被告となるべき者に対して、これらの返還命令に係る返還金請求及びこれに相当する令和元年度分から令和3年度分までの政務活動費に関する損害賠償請求の訴えを併合して提起するものである。